

## 財務諸表類に対する注記

- 1 継続事業の前提に関する注記  
継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。
- 2 重要な会計方針
  - (1) 新公益法人会計基準の採用  
平成25年度より「公益法人会計基準」（内閣府公益認定等委員会平成20年4月11日）を採用している。
  - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法について  
満期保有目的の債券について個別法による償却原価法を採用している。  
その他の有価証券について個別法による原価法を採用している。
  - (3) 固定資産の減価償却について  
法人税法の規定に基づく定率法による減価償却を実施している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物と平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法による減価償却を実施している。
  - (4) 退職給付引当金の計上基準について  
退職手当支給規程に基づく自己都合による期末要支給額基準を採用している。
  - (5) 消費税等の会計処理について  
消費税等の会計処理は税込み方式によっている。
  - (6) 賞与引当金について  
翌期に支給する特別手当のうち、支給規程における当期の負担に属する部分を賞与引当金として計上している。
  - (7) 基本財産及び特定資産の財源等  
基本財産は京都市からの出えん金で指定正味財産を財源とし、特定資産については保有又は運用に課した部分は負債を財源とする。
  - (8) 収支計算書における資金の範囲  
資金の範囲は、流動資産及び流動負債を含めている。

- 3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

基本財産 (単位 円)				
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金 投資有価証券	11,000,000	0	0	11,000,000

  

特定資産 (単位 円)				
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
普通・定期預金 投資有価証券	565,460,500	154,975,100	168,507,400	551,928,200

- 4 担保に供している資産  
該当なし。

- 5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位 円)			
科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当 期 末 残 高
建 物	1,083,022,466	846,802,659	236,219,807
建 物 附 属 設 備	607,596,792	595,613,713	11,983,079
構 築 物	515,151,343	373,202,045	141,949,298
機 械 及 び 装 置	293,658,310	250,604,863	43,053,447
什 器 備 品	591,479,685	421,181,138	170,298,547
車 両 運 搬 具	5,938,650	5,375,682	562,968
一 括 償 却 資 産	24,156,763	23,383,535	773,228
ソ フ ト ウ ェ ア	79,765,631	79,240,931	524,700
合 計	3,200,769,640	2,595,404,566	605,365,074